

# 特別支援教育の対象の概念図(義務教育段階)

(平成26年5月1日現在)

義務教育段階の全児童生徒数 1019万人

減少傾向

## 特別支援学校

視覚障害 知的障害 病弱・身体虚弱  
聴覚障害 肢体不自由

H16年比で1.3倍

**0.67%**  
(約6万9千人)

## 小学校・中学校

### 特別支援学級

視覚障害 肢体不自由 自閉症・情緒障害  
聴覚障害 病弱・身体虚弱  
知的障害 言語障害

H16年比で2.1倍

**1.84%**  
(約18万7千人)

(特別支援学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する者：約1万7千人)

### 通常の学級

#### 通級による指導

視覚障害 肢体不自由 自閉症  
聴覚障害 病弱・身体虚弱 学習障害(LD)  
言語障害 情緒障害 注意欠陥多動性障害(ADHD)

H16年比で2.3倍

**0.82%**  
(約8万4千人)

**3.33%**  
(約34万人)

増加傾向

発達障害(LD・ADHD・高機能自閉症等)の可能性のある児童生徒：6.5%程度の在籍率  
この数値は、平成24年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものでない。

(通常の学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する者：約2千人)

# インクルーシブ教育システム構築事業

平成27年度予算額 1,167百万円（平成26年度予算額 1,324百万円）

障害者権利条約の批准や改正障害者基本法の趣旨等を踏まえ、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、特別支援教育の専門支援人材の配置・活用等を推進しつつ、早期からの教育相談・支援体制の構築、幼稚園、小・中学校、高等学校等における合理的配慮の充実及び拠点地域・学校における調査研究、インクルーシブ教育システム構築に関するデータベースの整備、合理的配慮の関連知識の習得及び情報共有を図るためのセミナー開催等を行う。さらに、引き続き医療的ケアのための看護師配置等を行う。

## 就学期以前

## 小・中学校

## 高等学校

### ◆早期からの教育相談・支援体制の構築 (40地域・早期支援コーディネーター約120人の配置)

・特別な支援が必要となる可能性のある子供及びその保護者に対し、早期から情報提供や相談会の実施等に取り組み、障害のある子供一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障する就学先を決定する。

市町村 都道府県

教育 保育 福祉 保健 医療 ...

○連携協議会の開催

○専門的な助言、研修

早期支援コーディネーター  
＜実践イメージ＞

- 早期からの情報提供
- 相談会の実施
- 就学移行期等の支援



### ◆インクルーシブ教育システム構築モデル事業 (60地域・合理的配慮協力員約70人の配置)

- 幼稚園、小・中学校、高等学校等における合理的配慮の充実に関する拠点地域・学校における調査研究(35地域)
- ・幼・小・中・高におけるインクルーシブ教育システム(通級による指導等の活用を含む)の実現に向けた合理的配慮の調査研究を実施。
- ・小・中において、インクルーシブ教育システムを特別支援学級と通常の学級の交流及び共同学習の形で追求する。
- ・特別支援学校と小・中・高において、インクルーシブ教育システムを特別支援学校と通常の学級の交流及び共同学習の形で追求する。
- ・インクルーシブ教育システムを域内(市町村又は複数の市町村)の教育資源(通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校)を活用する形で追求する。



◆インクルーシブ教育システム構築データベース(独立行政法人国立特別支援教育総合研究所)[運営費交付金に計上]

- ・合理的配慮を確保しつつ、インクルーシブ教育システムに先導的な取組を実施している拠点地域・学校での取組についてデータベースを整備し、普及促進と共有化を図る。

### ◆「合理的配慮」普及推進セミナーの開催(文部科学省・6ブロックで実施)

- ・教育委員会や学校関係者に対して、合理的配慮に関する関連知識の習得と情報共有による、就学事務の円滑化を図るため、セミナー等を開催。

○学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解(心のバリアフリー)の推進(25箇所)【新規】

- ・障害のある子供と障害のない子供と一緒に障害者スポーツを行う、障害者アスリート等の体験談を聞くなどの障害者スポーツを通じた交流及び共同学習を実施する。

### ◆就学奨励費の支給対象拡大 〔特別支援教育就学奨励費負担等に計上〕

- ・就学奨励費の支給対象を拡大し、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の就学を支援する。

### ◆医療的ケアのための看護師配置(約330人)

- ・特別支援学校に在籍する医療的ケアを必要とする子供に対応するため看護師を配置する。(1/3補助)

### ◆特別支援学校機能強化モデル事業 (25地域・ST,OT,PT,心理学の専門家等約500人の配置)

- ・複数の特別支援学校が連携し、機能別等の役割分担をしながらセンター的機能の機能強化を図る。都道府県・指定都市教育委員会は、そのために必要な専門家(ST,OT,PT,心理学の専門家等)を特別支援学校等に派遣する。また、キャリア・職業教育、ICT・AT活用など今日的課題への対応も行う。
- ・視覚障害、聴覚障害、病弱・身体虚弱について、各県ごとの教育資源が少数しか存在しないことから、広域的な取組を促すことにより、専門性向上も含めた体制整備を促進する。

## 特別支援学校(幼稚部・小学部・中学部・高等部)

# 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた政府の体制図

東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部  
本部長：安倍内閣総理大臣

遠藤東京オリンピック・パラリンピック大臣

大会の円滑な準備及び運営に関する施策を総合的かつ集中的に推進するため行政各部の所管する事務の調整を担当

内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局

事務局長 - 平田竹男 内閣官房参与  
関係省庁等の職員で構成

(内閣官房オリパラ事務局)

各省庁が責任を持って開催準備及び関連する取組を担う

内閣官房

人事院

内閣府

宮内庁

警察庁

金融庁

消費者庁

復興庁

総務省

法務省

外務省

財務省

文部科学省

厚生労働省

農林水産省

経済産業省

国土交通省

環境省

防衛省

支援 ↓ 連携

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

東京都

JOC、JPC、地方公共団体 等

JOC:日本オリンピック委員会、JPC:日本パラリンピック委員会

1

# 発達障害者支援法のねらいと概要

※平成16年12月 超党派による議員立法により成立

17年 4月 施行

22年12月 発達障害が障害者自立支援法に明確化

## I ねらい

- 発達障害の定義と発達障害への理解の促進
- 発達障害者に対する生活全般にわたる支援の促進
- 発達障害者支援を担当する部局相互の緊密な連携の確保

## II 概要

定義：発達障害＝自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの脳機能の障害で、通常低年齢で発現する障害

### 就学前（乳幼児期）

- 早期の発達支援
- 乳幼児健診等による早期発見

### 就学中（学童期等）

- 就学时健康診断における発見
- 適切な教育的支援・支援体制の整備
- 放課後児童健全育成事業の利用
- 専門的発達支援

### 就学後（青壮年期）

- 発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保
- 地域での生活支援
- 発達障害者の権利擁護

【都道府県】 発達障害者支援センター（相談支援・情報提供等）、専門的な医療機関の確保 等

【国】 専門的知識を有する人材確保（研修等）、調査研究 等